

無人機運航者が登録する機体情報について

平成30年2月2日
国土交通省 航空局

無人機運航者が登録する機体情報（案）

- 無人機運航者が飛行情報共有機能を利用する場合には、事前に（無人機の）機体情報の登録を行う。
- アンケート・ヒアリングを踏まえ、登録を行う項目については、以下を想定。

項目	登録の内容（例）
製造者名	有限会社 E F G H
機体の名称	〇〇
機体の種類	回転翼
最大離陸重量	15kg
製造番号等	D2017J000001
自作機か否か	否
改造の有無 (ホームページ掲載無人航空機の場合のみ入力)	無

- 無人機の機体情報の登録フローは下表のとおり想定している。

